

# NewsLetter

---

## | PATENTS

- 1 .... エクソスーツ (Exo Suit : 着用型外骨格ロボット)特許出願が活発
- 4 .... PM2.5防止技術、PCT国際特許出願への増加の勢いが明確に
- 8 .... サムスン-SK、メモリ特許で先頭争い
- 10 .... 国内業界の動向
- 10 .... 国内製薬特許審判請求が急上昇、アングク薬品> ハンミ薬品> アジュ薬品
- 12 .... ノバルティス対SKケミカルの「エクセロン」特許紛争、大法院に破棄差戻し

---

## | TRADEMARKS

- 13 .... 勝訴事例：モーター業に対する登録商標‘THEZARA’は、衣類商標  
‘ZARA’により無効
- 15 .... 目玉かばんメーカーとエルメスの終わりなき戦争

---

## | GENERAL LAW

- 17 .... 利用者が選択聴取可能 … デジタル音声送信ではなく伝送に該当。

---

## | LEE NEWS

- 18 .... New Member : 金用範 弁理士
- 18 .... リ・インターナショナル、‘AsiaIP’- 最優秀ローファームに選定
- 18 .... リ・インターナショナル、年末‘2017 サンタクロースバザー会・無料法律相談’開催

# PATENTS

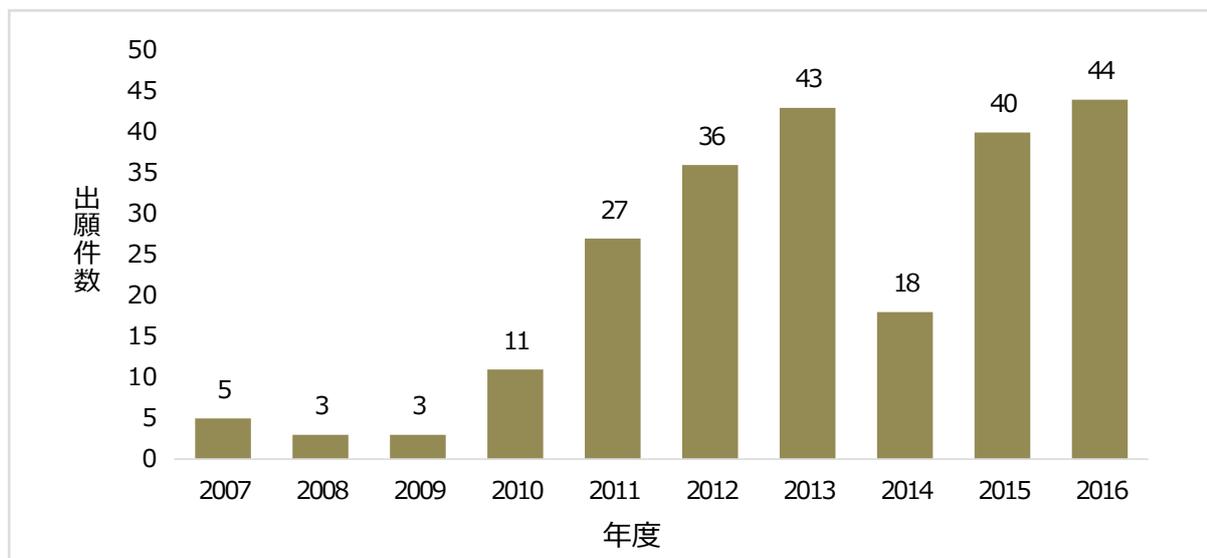
## PATENTS

### エクソスーツ (Exo Suit : 着用型外骨格ロボット)特許出願が活発

「超融合と超接合」を標榜する第4次産業革命が産業と経済の核心的話題として台頭している中、関連技術の1つであるロボット分野においても韓国特許出願が活発であることが分かった。

韓国特許庁によれば、人間とロボットを1つに融合させるエクソスーツ (Exo Suit : 着用型外骨格ロボット) 分野の韓国特許出願は、2009年には3件に過ぎなかったのが、2010年以降急激に増加し、ここ2年間で年平均40件以上が出願されている。

[エクソスーツ関連年度別特許出願の動向、資料：KIPO]



使用者の身体に骨格形態で着用して作動させる装置を意味する「エクソ (Exo) 」と、衣類を意味する「スーツ (Suit) 」の合成語であるエクソスーツは、着用型ロボット、外骨格ロボット、エクソスケルトン (Exo Skeleton) 、ウェアラブル (Wearable) ロボット等、様々な名前と呼ばれており、使用者の身体に着用して使用者の意思に従って筋力を増加させたり、作業動作を精密に調節することができる。

エクソスーツは、産業現場、救済活動、軍事技術、リハビリステーション医療等、多様な分野において活用されており、エクソスーツを着て重い荷物を運ぶ空港職員や完全軍装をしても時速16kmで走る軍人の姿は、もう映画の中にだけ登場する仮想場面ではない。

# PATENTS

[商用エクソスーツ製品、資料：各製造企業のウェブサイト]



HAL(Hybrid Assistive Limb)  
(サイバーダイン社、日本)



HULC(Human Universal Load Carrier)  
(ロッキード・マーティン社、米国)



EksoWorks  
(Ekso Bionics社、米国)

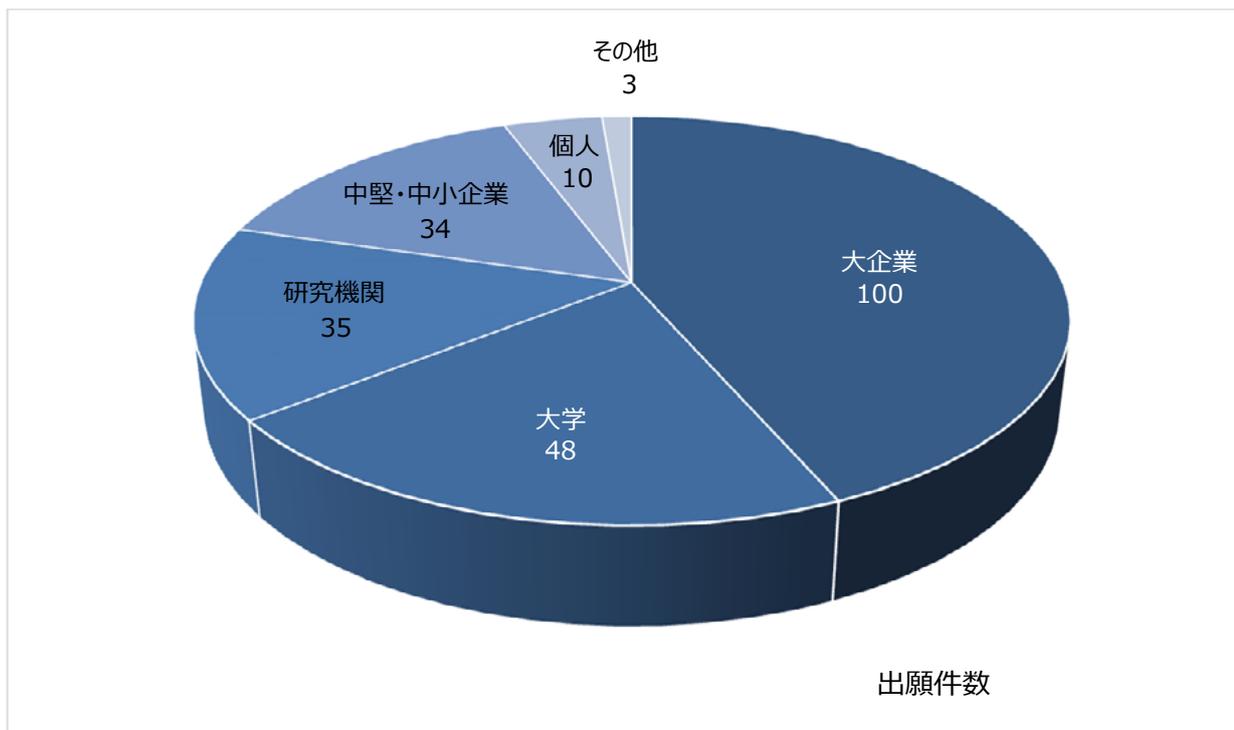


Exoskeleton AWN-03  
(Panasonic社、日本)

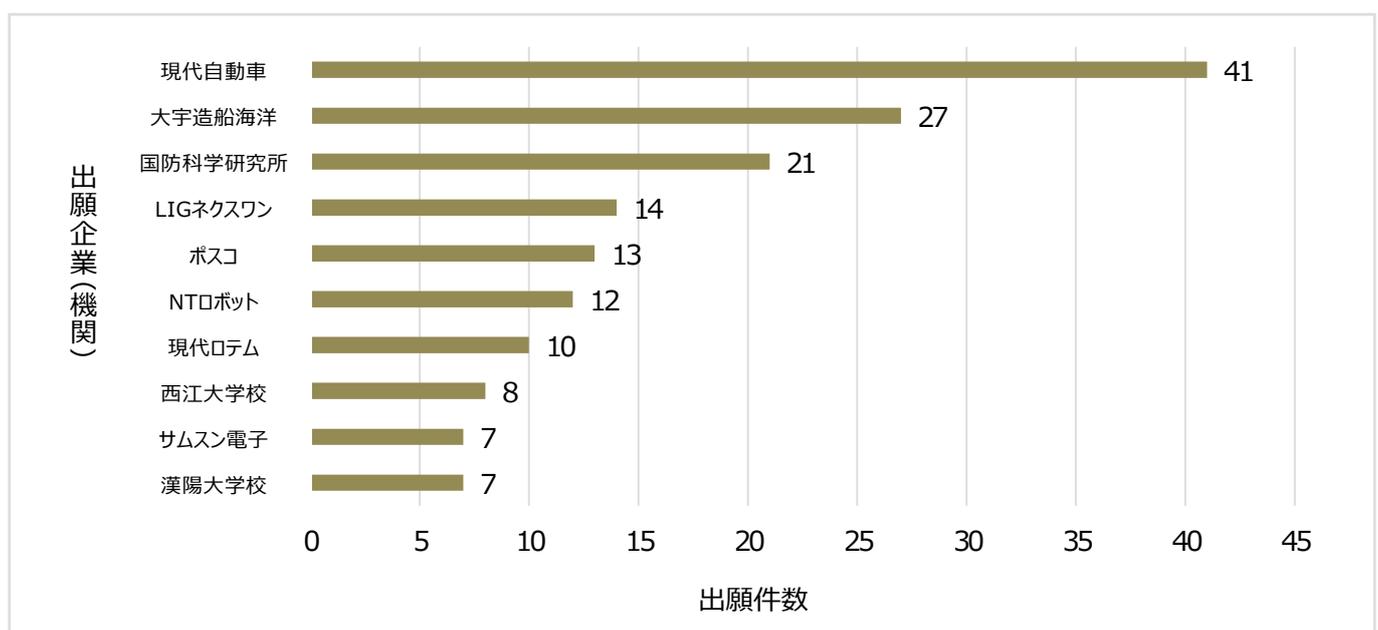
出願人別類型分布をみると、内国人（韓国人）が全体出願の約97%を占めており、大企業43%（100件）、大学21%（48件）、研究機関15%（35件）、中堅・中小企業15%（34件）、個人4%（10件）の順となり、また、多出願企業（機関）では、現代自動車（41件）、大宇造船海洋（27件）、国防科学研究所（21件）といった順であることが分かった。

# PATENTS

[エクソスーツ関連出願人類型分析、資料：KIPO]



[エクソスーツ関連多出願企業（機関）、資料：KIPO]



# PATENTS

エクソスーツ関連韓国特許出願が最近まで着実に増加の勢いを見せている理由は、日本のサイバーダイーン（Cyberdyne）社のHAL（Hybrid Assistive Limb）、米ロッキード・マーティン（Lockheed Martin）社のHULC（Human Universal Load Carrier）等の海外企業の可視化的成功が、国内企業と研究機関のR&D及び技術開発を刺激しているためと思われる。

韓国特許庁の審査官は、「エクソスーツは、ロボットの動作制御を使用者である人間に任せることによりロボット制御の演算の負担を大きく減らす非常に効率的な人間とロボットの融合技術であり、国内（韓国）市場ではまだ初期段階であるため、海外の先発企業らが国内（韓国）市場に進入する前に国内（韓国）企業の確信技術の確保と早期権利化が急がれている」と明らかにした。

また韓国特許庁は、国内企業の特許創出力を強化するために、特許権と連携させたロボット技術の研究開発戦略の樹立（IP-R&D）を支援しており、各種の国内ロボット競技大会への支援を通してロボット有望株の育成も持続的にサポートする計画だ。

## PM2.5防止技術、PCT国際特許出願への増加の勢いが明確に

自動車、工場、家庭等から排出される汚染物質や中国発の黄砂の影響により、PM2.5（PM2.5とは、大気中に飛び回っている半径10μm以下の微粒子状物質をいう）による大気汚染が日毎に増加している。長期間PM2.5を浴びると、呼吸器等、各種の疾病におかされるため、最近ではPM2.5濃度を確認することが日常化している。このようなPM2.5への関心が増すにつれ、PM2.5関連技術も社会的注目を浴びている。これに伴い、PM2.5関連分野の知的財産保護のためのPCT国際特許出願がここ3年間で大幅に増加した。

韓国特許庁によれば、PM2.5関連技術に対する国際特許はここ10年間で全世界的に317件出願された。2008年から2014年までの出願は年平均28件だったが、2015年から2017年9月までの出願は年平均40件であり、過去7年間の出願件数対比、最近3年間の出願件数は42.8%増加した。

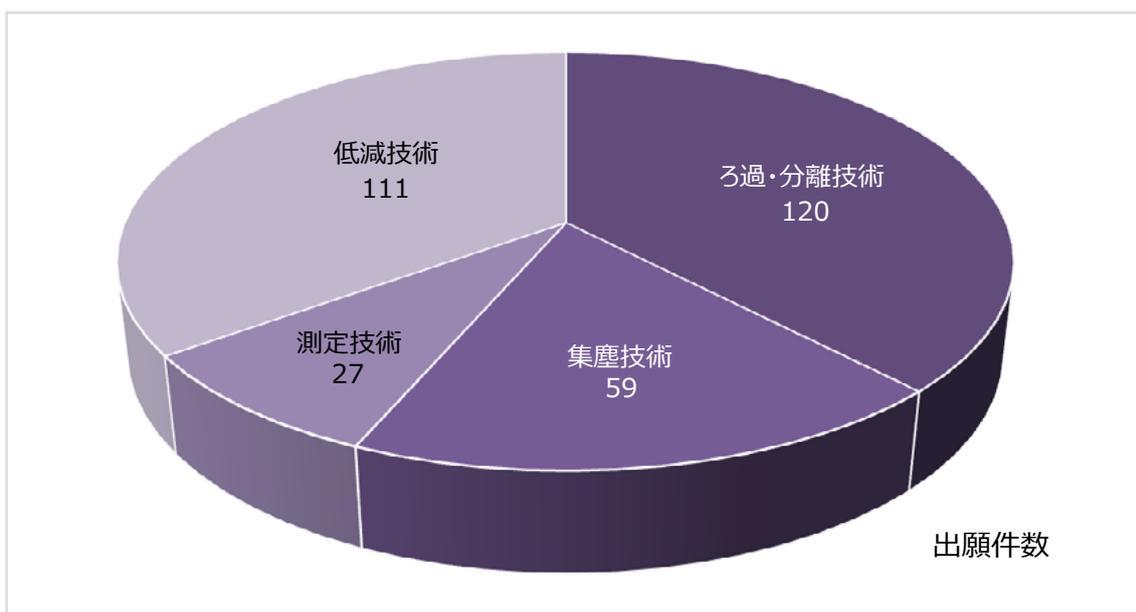
# PATENTS

[最近10年間のPM2.5関連PCT国際特許出願件数（2008年～2017年9月）、資料：KIPO]



PM2.5関連主要技術別出願件数は、▲ろ過／分離技術が120件（37.6%）、▲集塵技術が59件（18.7%）、▲測定技術が27件（8.5%）、▲低減技術が111件（35.2%）だ。

[技術分野別PCT国際特許出願件数(2008年～2017年9月)、資料:KIPO]



# PATENTS

出願人別にしてみると、LG電子、アモーレパシフィック(AMOREPACIFIC)、ポスコ(POSCO)等の国内企業や、シャープ、太平洋セメント、東レ等の日本企業の出願が多く、その他に、BASF、BSHBOSCH、シーメンス(Siemens)等のドイツ企業が上位出願企業に含まれていることが目につく。

特に、PM2.5関連技術は、上位出願企業の出願は34件（10.5%）に過ぎず、中小企業、個人、研究所、学校等の出願が283件（89.5%）で最も多くの割合を占めていることから、特定企業に集中していないことが分かった。

[主要出願人別PCT国際特許出願件数（2008年～2017年9月）、資料：KIPO]

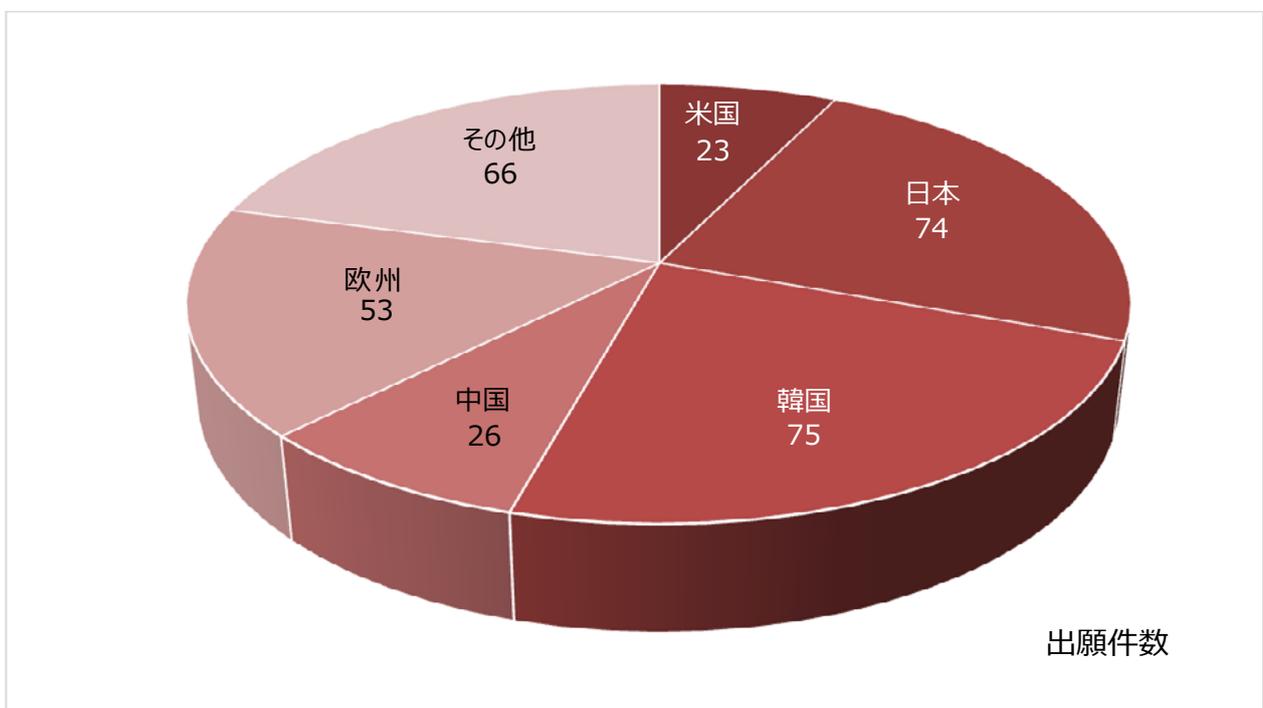
出願人別	出願件数	割合 (%)
LG電子	5	1.6%
アモーレパシフィック	4	1.3%
BASF	4	1.3%
ポスコ	4	1.3%
シャープ	4	1.3%
太平洋セメント	4	1.3%
BSHBOSCH	3	0.9%
シーメンス	3	0.9%
東レ	3	0.9%
その他（中小企業、個人、研究所、学校等）	283	89.3%
合計	317	100.0%

出願を受付けた受理官庁別にしてみると、韓国特許庁への出願が75件（23.7%）で最も多く、次いで日本特許庁：74件（23.3%）、欧州特許庁：53件（16.7%）、中国特許庁：26件（8.2%）、米国特許庁：23件（7.3%）、その他：66件（20.8%）が出願された。

# PATENTS

韓国特許庁と日本特許庁のPM2.5関連出願だけでも149件（47%）と全体の半数を占めていることは注目すべきだ。これは、韓国と日本が中国とモンゴル内陸で発生する黄砂の影響を直・間接的に受けているためと思われる。そのため今後もPM2.5関連技術のPCT国際特許出願は、韓国、日本特許庁にさらに集中するものと予想される。

[受理官庁別PCT国際特許出願件数(2008年～2017年9月)、資料：KIPO]



韓国特許庁の審査官は、「PM2.5は韓国 9 大国家戦略プロジェクトの 1 つとして選定されており、今後も出願が着実に増加するものと予想される」とし、「韓国企業がPM2.5関連確信技術の特許戦略の樹立のために、PCT国際特許出願のような有用な制度をうまく活用することができるように努めていく」と明らかにした。

# PATENTS

## サムスン-SK、メモリ特許で先頭争い

2011年から2015年までの5年間で、韓国と米国メモリ半導体市場で特許を最も多く出願した企業はサムスン電子とSKハイニックスであることが分かった。

### 国内特許出願件数では「サムスン電子が1位でSKハイニックスが2位」

2017年11月14日、特許庁は、メモリの設計・生産・パッケージングを含む製造技術分野の国内特許出願の集計により、サムスン電子（4388件・21.2%）とSKハイニックス（3739件・18.1%）がそれぞれ、多出願企業として1、2位を占めたと発表した。次いで、米インテル（759件・3.7%）、台湾TSMC（572件・2.8%）、米マイクロン（357件・1.7%）、米ウエスタンデジタル（150件・0.7%）、日本東芝（140件・0.7%）の順であることを伝えた。

[多出願企業の最近5年間の国内特許出願の動向(2011年～2015年)、資料：KIPO]

区分	2011	2012	2013	2014	2015	合計
サムスン電子	659	880	899	949	1,001	4,388
SKハイニックス	954	925	575	623	662	3,739
インテル	149	75	215	235	85	759
TSMC	23	122	107	161	159	572
マイクロン	78	74	72	80	53	357
ウエスタンデジタル	31	31	35	25	28	150
東芝	58	31	12	24	15	140
合計	1,952	2,138	1,915	2,097	2,003	10,105

特許庁関係者は、「サムスン電子やSKハイニックス等の国内企業は、設計から完成品までの製造工程全般にわたって細部化された要素技術を大挙して出願した」とし、「これに対し外国企業は、構造的設計を中心に技術を選別して少量出願した」と説明した。

# PATENTS

## 米国ではSKハイニックスが1位で、NAND特許が大きく増加

大型特許紛争の激戦地である米国でも、国内企業が先頭を争い1、2位を占めていることが分かった。多出願企業としては、SKハイニックス（2594件）、サムスン電子（2566件）、東芝（2289件）、マイクロン（2120件）、IBM（1977件）、ウエスタンデジタル（1289件）、インテル（1008件）の順である。

特に米国では、同期間の国内特許件数の約3倍に達する58,838件の特許が出願された。グローバル企業らの米国特許出願件数は、2011年には417件に過ぎなかったが、2015年には4151件と大きく増加した。

[多出願企業の最近5年間の米国特許出願の動向(2011年～2015年)、資料:KIPO]

区分	2011	2012	2013	2014	2015	合計
SKハイニックス	101	326	544	841	782	2,594
サムスン電子	98	203	748	757	760	2,566
東芝	139	119	688	626	717	2,289
マイクロン	18	135	686	694	587	2,120
IBM	56	244	677	449	551	1,977
ウエスタンデジタル	3	56	337	499	394	1,289
インテル	2	71	253	322	360	1,008
合計	417	1,154	3,933	4,188	4,151	13,843

これは、60年間大容量ストレージ市場を支配してきたハードディスク（HDD）がソリッドステートドライブ（SSD）に代わり、これに登載されるNANDフラッシュ関連特許が多数出願されたためと思われる。

# PATENTS

## 国内業界の動向

### サムスン電子、業界初のQLC NAND量産に拍車

サムスン電子は早ければ2018年上半期中に、半導体業界初の1セル当たり4ビットを保存するNANDフラッシュを披露するものと思われる。

2017年11月15日、ISSCC(International Solid-State Circuits Conference)によれば、サムスン電子は2018年2月に米サンフランシスコにて開かれる「ISSCC 2018」学会で、1 Tb (テラビット) の保存容量を有するQLC (Quadruple Level Cell) 方式の62段V (3D構造) NANDフラッシュを扱う論文を公開するという。同論文は、業界初の商用化可能な水準のQLC(Quadruple Level Cell) 技術を披露することに意味があると評価されている。

### LG電子、1兆規模の電装企業を買収を推進

LG電子が持株企業である(株)LGとともに、オーストリアの車両用照明企業ZKW買収合併(M&A)を推進する。昨年初めに米国のハーマン(Harman)を買収したサムスン電子との電装(電子装備)の主導権争いも本格化するものと予想される。

LG電子は電装事業のための現地投資も強化している。2017年8月24日、米ミシガン州デトロイトの郊外にあるヘーゼルパークに約2500万ドル(約285億ウォン)を投資して、電気自動車部品工場を設立することにした。LG電子は、ここで電気自動車用バッテリーパックを生産し、今後モーター等の主要電気自動車部品と品目を拡大していく方針だ。

## 国内製薬特許審判請求が急上昇、 アングク薬品>ハンミ薬品>アジュ薬品

許可特許連携制度が制定された後、医薬品関連特許審判請求が200%ほど急増した。国内製薬の審判請求が全体審判請求の99.5%を占めており、特にアングク薬品、ハンミ薬品、アジュ薬品が著しく多くを請求する傾向を示している。特許審判院の集計による審判請求の現況は下記のとおりだ。

# PATENTS

[許可特許連携制度関連審判請求の現況、資料：特許審判院]

審判区分	2015年 3月 以前	2015年				2016年						2017年 6月まで			合計
		3~4	5~7	8 ~10	11 ~12	1~2	3~4	5~6	7~8	9 ~10	11 ~12	1~2	3~4	5~6	
権利範囲確認 (消極)	132	160	41	12	65	6	10	21	14	116	121	119	85	24	926
権利範囲確認 (積極)	11	0	0	0	0	3	3	0	0	0	0	0	0	0	17
無効	181	1,078	24	4	9	3	6	1	2	2	0	5	2	7	1,324
存続期間延長	0	494	10	1	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	508
総計	324	1,732	75	17	74	12	22	22	16	118	121	124	87	31	2,775

[審判区分別処理の現況、資料：特許審判院]

審判区分	認容	棄却	却下	取下	無効処分	未処理	総計
権利範囲確認 (消極)	390	26	7	89	9	405	926
権利範囲確認 (積極)	3	-	3	9	-	2	17
無効	257	88	22	493	165	299	1,324
存続期間延長 無効	-	207	-	177	116	8	508
総計	650	321	32	768	290	714	2,775

無効審判では、アングクが64件で、ハンミは61件、アジュは60件の順であった。また、存続期間延長無効審判でもアングクが31件で最も多く請求し、その他の審判請求は特定製薬会社に集中していない現象をみせている。権利範囲確認（消極）審判では、ハンミが43件で最も多く、京東製薬(KYUNG DONG PHARMACEUTICAL) が36件、鍾根堂(Chong Kun Dang) が30件の順であった。

審判請求を多くするほど取下処分件数も多い。しかし、無効の可能性が低ければ、製薬会社は権利範囲確認（消極）審判を請求する傾向が増加するため、権利範囲確認（消極）の審判の場合、相対的に低い取下率を見せている。

# PATENTS

## ノバルティス対SKケミカルの「エクセロン」特許紛争、大法院に破棄差戻し

大法院は、SKケミカルが提起したノバルティス特許に関する2件の特許登録無効訴訟（2014フ2702事件及び2014フ2696事件）において、投与経路に関する進歩性を認め、2017年8月29日付で原審判決を全て破棄し、事件を特許法院に差戻した。具体的な内容は下記のとおりだ。

### 2014フ2702登録無効（特）判決

本件特許発明（特許登録番号第121596号）は、抗コリンエステラーゼ活性を有するフェニルカルバメートのうち化学式（I）の構造式を有するRA7から分離した（S）形態の光学異性質体である（S）-N-エチル-3-[（1-ジメチルアミノ）エチル]-N-メチル-フェニル-カルバメート（一般名：リバスチグミン）を活性成分とした全身経皮投与用薬学組成物に関するもので、経皮投与という投与用法を提供する医薬用途発明だ。

大法院は、本件特許発明は比較対象発明に開示されたラセミ体化合物と同じ構造式を有するが、比較対象発明には上記化合物の経口又は非経口投与に関する内容と、経口投与時の効果のみが記載されているだけで、経皮吸収効果についての記載がない点、及び、比較対象発

明に経皮吸収性に優れた化合物に現れる性質が開示されているとしても、反対に当該性質を有する化合物が経皮吸収性に優れているとは断定できない点に基づき、比較対象発明に開示された性質から、通常の技術者がRA7又はその光学異性質体の経皮投与効果を容易に予測できないという理由で本件特許発明の進歩性が認められる、と判断した。

### 2014フ2696登録無効（特）判決

本件特許発明（特許登録番号第133686号）は、抗コリンエステラーゼ活性を有するフェニルカルバメートのうち化学式（I）の構造式を有する（S）-N-エチル-3-[（1-ジメチルアミノ）エチル]-N-メチル-フェニル-カルバメート（一般名：リバスチグミン）化合物に関するもので、同じ構造式のラセミ体化合物を開示している比較対象発明との関係において選択発明に該当する。

大法院は、通常の技術者が比較対象発明の化合物のうちRA7を直接認識することができることから、本件特許発明の新規性が否定されえることは別に論じることとし、本件特許発明の経皮投与効果は、上記2014フ2702判決と同じ理由により、通常の技術者が予測できない異質な効果とみるべきなので、進歩性が否定されると判断した原審判決は誤ったものである、と判断した。

# PATENTS

また、選択発明に様々な効果がある場合、その一部でも先行発明に比べ異質的又は量的に効果を有すると認められれば十分である、と判示した。

## 判決の意義

上記判決は、大法院が、2015年5月21日付で投与用法と投与用量が医薬発明の構成要素になり得ることを全員合議体の判決（大法院2015年5月21日宣告20147768判決）をもって初めて認定した判例だ。同判例により問題となった特許は、米製薬会社BMSの「投与量を1 mg、投与周期を1日1回とすることに特徴がある低用量エンテカビル製剤」に関するものだ。

大法院は、上記全員合議体判決において投与量及び投与周期の特許性を認定することとどまらず、本判決を通して投与経路に関する進歩性も認定することで、投与用法が発明の構成として認められることをさらに明確にした。これにより、投与用量、投与周期及び投与経路等の投与用法の改善を通じてオリジナル医薬の改良特許の幅広い確保が可能となり、オリジナル医薬品の特許権満了以降にも改良特許の登録を通じて実質的に権利保護期間の延長が可能になったことに意義があるといえる。

また、201472696事件において大法院は、選択発明の新規性については別途に判断せず、進歩性のみを判断し、進歩性が認められると判示した。これは、下級審である特許法院において進

歩性のみを判断したためと思われる。特許法院では当事者が明らかに新規性について争っているにもかかわらず、新規性を判断せず、異例的に進歩性のみを判断した。これは、特許法院が従来の光学異性質体発明について一般的に新規性を否定していた立場と異なる立場を取る可能性があることを示唆するものと思われ、現在審理進行中である特許法院での結果がどのように出るかによって、光学異性質体の選択発明に対する審査基準に変動があるものと予想される。

## TRADEMARKS

### 勝訴事例：モーテル業に対する登録商標‘THEZARA’は衣類商標‘ZARA’により無効

当所は、有名衣類ブランド ZARA を代理して、モーテル業、ホテル業等を指定して登録された商標‘THEZARA’を無効にする判決を引き出しました。

### 事実関係

当所は全世界的に広く知られた衣類ブランド ZARAのメーカーである Inditex, S.A. の韓国代理人です。当所は、“モーテル業、ホテル業”等を指定して登録された‘THEZARA’を発見し、Inditex, S.A. を代理してこれに対し無

# TRADEMARKS

効審判を請求しました。審判請求の具体的な理由は、無効対象標章‘THEZARA’は、国内又は外国の需要者に特定人の商標として認識されている‘ZARA’と同一類似する標章なので、‘THEZARA’の権利者は当該標章を不正な目的で出願し登録したというものです。

	無効対象標章	先使用商標
標章	THEZARA	ZARA
指定/ 使用商品	第43類 モーテル業、 ホテル業、 ファッション業等	衣類 (衣類販売業)

## 判断

法院は不正な目的の判断において、両商品間に類似性又は経済的牽連性があることを主要な根拠とみなす傾向があります。そのため1審の特許審判院は、先使用商標が衣類に対し特定人の表示として知られていることを認めながらも、先使用商標が主に知られている“衣類”は、“モーテル業、ホテル業”等とは非類似なので経済的牽連が高いとはいえない点等を考慮して不正な目的はないと判断するとともに、両標章が互いに非類似であることも理由に無効審判を棄却しました。

しかし、当所がこの1審に不服して特許法院に不服訴訟を提起し、THEZARAの無効を積極的に主張したところ、特許法院は当所の主

張を全て受け入れ、原審決を取り消しました。具体的には、不正な目的の存否と関連して、無効対象標章が使用されている宿泊施設の外部看板やインターネット広報サイトには THE ZARAのように分かち書きで表記されている事実、有名ファッションブランドを持つ企業は、ホテルレジャー業等で事業多角化を追求している事実、Inditex、S.A.も寝具と室内用品等を ZARA HOME というブランドで販売しており、その売場が韓国にも開設されている事実、無効対象標章が実際に使用されている宿泊所の寝具に THE ZARA と表記されていもする事実等を考慮し、特許法院は本件出願に不正な目的があると判断しました。また、標章の類似性と関連して、THEZARA の THE は ZARA を強調するための定冠詞にすぎないので識別力が不足し、ZARA 部分で認識されるはずであることを考慮し、ZARA を要部として観察し、先使用商標 ZARA と類似すると判断しました。

本件判決は、大法院に上告中ではありますが、非類似な商品を指定した登録商標に対しても、その他の事実関係乃至は事情等を考慮して第三者の商標登録に不正な目的があることを認めたと点に意味のある判決であると思料されます。

# TRADEMARKS

## 目玉かばんメーカーとエルメスの終わりなき戦争

特許法院は、フランスの名品ブランド企業である‘エルメス’が、自社ハンドバッグ製品と似た模様のハンドバッグの前面に‘目’をモチーフとする図案を付して登録した登録デザインに対して請求した無効審判にて、登録無効判決を下しました。

### 事実関係

エルメスは、一名“目玉かばん”と呼ばれる‘プレイノーマ’のハンドバッグがデザイン登録されているのを発見し、出願日前に公知された先行デザインから容易に創作できることを理由に、登録無効審判を請求しました。

無効対象デザイン	先行デザイン 3	先行デザイン 4
 <p>(出願日：2015. 3. 12.)</p>	 <p>(公知日：2014. 7. 8.)</p>	 <p>(公知日：2014. 9. 7.)</p>

### 判断

法院は、無効対象デザインのかばん前面部には’’のように、先行デザイン4の装飾デザインが大きさや位置等においてこれといった特徴なしに配置されている点、先行デザイン4に接した通常のデザイナーであれば、当然その広告文句等を見て、これをかばんの前面部に付着可能な装飾デザインとして認識すると思われる点、先行デザイン4を先行デザイン3のような形状のかばんの前面部に付すことにこ

# TRADEMARKS

れといった困難はないと思われる点等を併せて考えると、通常のデザイナーであれば、先行デザイン4の装飾デザインを先行デザイン3のかばん形状に適用し、容易に本件登録デザインと同じ形態のかばんを創作しえるものと思われると判示しました。

先行デザイン3及び4の場合、プレイノーモア側が無効対象デザインの出願日前に公知した自己公知デザインであり、エルメスは無効対象デザインを無効にさせるため、これらまでも先行デザインとして引用し、登録無効審判を請求し、法院はこれを受け入れ登録を無効とした事件です。

一方、件外事案として、エルメスが‘目玉かばん’の使用に対し、「エルメス社キャリーバッグとバーキンバッグの形態と類似した模様で製品を作って販売したのは不正競争行為である」と提起した訴訟にて、裁判部が1審にてエルメスの請求を一部受け入れながらも、控訴審である2審は‘目玉かばん’はエルメスハンドバックと形態が類似するが、独創的な創意性があり、価格と主要顧客層等が異なり、エルメスの経済的利益を侵害するということとはできないと判断し、プレイノーモアに軍配を挙げた事案もあります。

エルメス製品	目玉かばん
	

# GENERAL LAW

## GENERAL LAW

### 利用者が選択聴取可能 … デジタル音声送信ではなく伝送に該当

利用者がチャンネルをつくり、聴きたい音楽をプレイリスト形式で選曲表にのせ、設定順序通りに聴くことができ、他の利用者が当該チャンネルに接続し音源を聴取できるスマートホンミュージックウェブディンガラジオ(DINGA RADIO)の'DJ FEED'サービスは、'デジタル音声送信'ではなく著作権法上'伝送'に該当するという最初の判決が出た。'伝送'に該当する場合、音盤製作者の事前許可なしには音源を使用できない。また、デジタル音声送信に比べ相対的に高い費用を支払わなければならない。

ソウル中央地方法院民事25部(裁判長イ・フンクオン部長判事)は、ジニミュージックgenie music(訴訟代理人：法務法人タレ)がディンガラジオを運営するメディアスコープ(MEDIASCOPE)を相手取って出した音盤伝送禁止請求訴訟(2016ガ合558355)にて、「メディアスコープはディンガラジオの利用者に'チャンネル作製'機能を利用した'DJ FEED'サービスを通じ、音源を伝送してはならない」とし、最近原告一部勝訴判決をくだした。

裁判部は、「デジタル音声送信と伝送とは、音源を聴取するにあたり、全ての利用者が同一時点

で同一内容を聴取せざるをえない(デジタル音声送信)か、あるいは個別利用者が自身の選択した時間と場所で音源を個別的に選択して聴取できる(伝送)か等の'同時性'の有無により区別される」と明らかにした。

さらに、「DJ FEEDサービスは、利用者の要請により開始されるが、利用者はあくまで個別的に選択した時間と場所で音源を聴取することができる」とし「DJ FEEDサービスは相反する複数の特性が混在してはいるが、その主な機能をみると'同時性'を欠いているので、デジタル音声送信ではなく伝送に該当する」と説明した。

その上で、「メディアスコープが音盤製作者であるジニミュージックの利用許可を受けず、DJ FEEDサービスに音源を使用することで利用者に各音源を伝送した行為は、ジニミュージックの伝送権を侵害する行為に該当する」と判示した。

ジニミュージックは、去年9月に「ディンガラジオが提供するDJ FEEDサービス等は、公衆に同時受信させるものではなく、個別利用者をして音源を聴取できるようにする伝送に該当する」とし「269個の音源の音盤製作者である我々の伝送権を侵害した」として訴訟を提起していた。

# LEE NEWS

## LEE NEWS

### New Member : 金用範 弁理士



金用範 (キム・ヨンポム) 弁理士

担当は生命工学、化学、製薬分野の特許登録全般にかかる業務及び審判・訴訟業務。弁理士資格を取得する前は、緑十字中央研究所(2004~2006)で研究員として勤務。資格取得後は、ハンソン国際特許法律事務所(2012~2013)、特許法人NAM&NAM(2013~2015)、ハンオル国際特許法律事務所(2016~2017)で生命工学及び化学分野の弁理士として勤務し、国内外のクライアントの出願・登録業務、審判及び訴訟などの紛争業務を担当。2000年ソウル大学校応用生物化学部学士卒業、2003年同大学校にて農生命工学部修士学位取得。現在、大韓弁理士会会員。

### リ・インターナショナル、'AsiaIP' – 最優秀ローファームに選定

リ・インターナショナルが 2017 Asia IP Awardにて 'Patent'、'Copyright'、'Trademark'の全3部門で最上位グループの Tier1 に選定されました。Asia IP は香港メディア 'Apex Asia Media Limited'が発行する法律情報媒体であり、全世界のローファームに深度のある記事と有用な情報を提供しています。

**Asia IP**  
Informed Analysis

### リ・インターナショナル、年末'2017 サンタクローズバザー会・無料法律相談'開催

リ・インターナショナルは年末を迎え'2017 サンタクローズバザー会・無料法律相談'を開催しました。今年で3回目を迎えるこの行事は、バザー会だけでなく、リ・インターナショナル所属弁護士の無料法律相談も行われ、意義深いものとなりました。行事収益金の全額は社会福祉団体に寄付される予定です。





# Lee International

IP & LAW GROUP

Since 1961



## Your trusted local advisor

Lee International IP & LAW GROUP は、1961年の創立以来、知識財産権法務を専門とする韓国屈指のローファームであり、出願や訴訟はもちろんあらゆる法律問題に対し、長年の歴史と経歴に基づいた最上のリーガルサービスをお客様に提供しております。

設立者である李允模博士(1918~1983)は、1960年まで韓国特許庁長を歴任し、韓国知識財産権の法体系の整備と確立に多大な貢献をなすとともに、韓国知識財産権業界の発展にも寄与した業界の先駆者であり、大韓弁理士会の会長を四期にわたり歴任する等の功績により、大統領賞を二度受賞しました。また、李博士は韓国の『発明の日』を制定した人物でもあります。

このような経歴をもつ李博士により設立され、『最高の質と迅速な対応』という経営哲学を継承する Lee International IP & Law Groupの弁理士、弁護士、並びにスタッフ一同は、最高のリーガルサービスをお客様にご提供すべく、絶え間ない努力を積み重ねて参りました。その努力の成果は、韓国の特許出願における平均特許成功率が約70%であるのに対し、当所の平均特許成功率が全体平均の10%以上を上回っている事実によって証明されており、これは、該当特許分野に精通した担当弁理士と技術スタッフによる、先端専門技術に対する検討分析能力向上のための日ごろからの努力による賜物であると言えます。

商標分野では、商標出願の高い登録率はもとより、異議申立、審判、抗告においても高い勝訴率を記録しております。また、豊かな経験と独自のノウハウに基づいた卓越した商標検索能力によりお客様の登録権利及び著名商標の保護に万全を期しております。

なお、著作権法、コンピュータープログラム保護法、営業秘密保護法、独禁法、ライセンス、合併事業等の法律分野においても、ベテラン弁護士が、お客様からのあらゆるご要望に迅速かつ的確に対応し、知識財産権分野以外にも、一般訴訟・仲裁、企業の法務、関税・国際通商を含む包括的なリーガルサービスを提供できるようOne-Stop処理システムで対応しております。

当所は、『常に謙虚な姿勢で“迅速”、“的確”、“丁寧”に』をモットーに、所員一同高品質のサービス提供に努めております。特に、日本語の習得には全所員が力を入れ、日本のお客様にご満足いただける高レベルの日本語によるリーガルサービスを提供しております。

